

日映協映像製作傷害保障制度

○制度の仕組み

この制度は組合が保険料を支払い、損害保険会社との間で普通傷害保険を契約します。

加入者は、前年の製作実績に応じて、制度掛金（月々5,000円～）を負担頂きます。

傷害事故の場合、契約された保険の内容に従って下記の保険金が支払われます。

	スタッフ・キャスト	エキストラ	スタントマン
死亡	3,000万円	500万円	300万円
後遺障害	程度により90万円～3,000万円	程度により15万円～500万円	程度により9万円～300万円
入院日額（180日限度）	1日あたり5,000円	1日あたり3,000円	
通院日額（90日限度）	1日あたり2,000円	1日あたり2,000円	
傷害医療費用	100万円限度で実費補償 事故より315日迄		

○制度の目的

撮影の有無を問わず掛金を負担いただくことにより、撮影中の組合員が保障されるとい相互扶助を前提とした制度です。

経済基盤の脆弱なフリーのスタッフが事故に遭った場合、この制度により保護される事を目的としています。

・メリット1. 全ての映像製作が対象です。

本編映画・Vシネマ・TV番組・CF・プロモーションビデオ等、映像製作に関する全ての仕事が、準備・撮影・編集期間を通して保障対象となります。但し、「Netflix」「アマゾンプライム」「ディズニープラス」「アップルTV+」「HBO」を通じて、当初より配信目的で制作する作品は準備・編集期間中のみ補償対象となります。撮影開始から撮影終了までの間は補償されませんので、別に傷害保険の契約が必要となります。

・メリット2. 保障対象者の洩れがありません

製作に従事するすべてのスタッフ・キャスト・エキストラ・スタントマンが対象となります。

○制度掛金

毎年8月1日を制度更新日とし、各課入社の掛金が前年の製作実績によって決定されます。月掛金は5,000円、10,000円、15,000円、20,000円と、5,000円刻みで設定されます（最高は月70,000円）
初年度掛金は5,000円です。

・お問合せ先：協同組合日本映画製作者協会 事務局 小山 TEL:03-5315-0430 FAX:03-5315-0431

・日映協傷害保障制度の詳細内容につきましては

保険代理店ファンテック（代表 山田憲次）TEL:03-3575-1220 FAX : 03-3575-1221

U R L : <http://www.funtech-ins.co.jp>